

新幹線プレス

2017年10月13日 No.365

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

ボーナスカット本人訴訟控訴審

不当判決!

10月11日、東京高等裁判所は新幹線地本成田委員長の本人訴訟控訴審において「控訴棄却」というまたしても不当な判決を下しました。

2014年夏季・年末手当の連続カットに対して、2015年1月29日に第1回の労働審判が行われて以降、3年近くに及ぶまさに手作りの闘いを推し進めてきた今裁判闘争は、判決では負けたとしてもボーナスカットを許さない闘いは勝利したと確認できます。原告自ら会社側証人（管理者）を追及し、管理者の指摘がいかにも曖昧で誤ったものであるかを暴き出し、「組合は裁判を闘いに利用している」「管理者がプレッシャーを感じている」などと泣き言を言い出し、ついには昨年の年末手当においては不当なボーナスカット者ゼロを勝ち取りました。

しかしながら、シドロモドロな証言に終始した管理者の供述に依拠し、会社側の主張のみを採用しての判決は公平さを欠いた全くの不当判決であり、これを許さないためにも、私たちは一層の団結を固め、さらなる闘いを押し進めていこうではありませんか!

